

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(六二五・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の新設に関し述べた意見(六二六・商工業振興課)
- 地籍調査に関する事業計画(六二七・農山村振興課)
- 道路区域の変更(六二八・六三〇・六三三・道路環境課)
- 道路の供用開始(六二九・六三一・道路環境課)
- 建築基準法による道路位置の指定(六三四・北秋田建設事務所)

### 公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の就任の届出(秋田総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の就任の届出(平鹿総合農林事務所)
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿総合農林事務所)
- 選挙管理委員会告示
- 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(七二)
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七三)

## 告 示

秋田県告示第六百二十五号  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンフェスタショッピングセンター  
秋田市外旭川字小谷地二十五番地外
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十四年九月十日

### 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
- (二) 縦覧期間  
秋田市役所 商業観光課  
平成十四年九月二十日から同年十月二十日まで

秋田県告示第六百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョイナス仙南店  
仙北郡仙南村大字南町字南高野六番外
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十四年九月十一日

### 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
仙南村役場 企画課
- (二) 縦覧期間

平成十四年九月二十日から同年十月二十日まで

秋田県告示第六百二十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十四年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 調査を行う者の名称 鷹巣町
- (二) 調査地域

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区		間
	新	旧		B	A	
一般国道	新	旧	百一 号	B	A	敷地の幅員(メートル) 延長(キロメートル)
				南秋田郡天王町天王字持谷地一番二地先から秋田市金足大清水字堤下二〇番一地先まで	南秋田郡天王町天王字持谷地一番二地先から秋田市金足大清水字堤下二〇番一地先まで	四・〇〇〇 四二・〇〇〇
				南秋田郡天王町天王字棒沼台二七三番二四地先から秋田市金足岩瀬字小川瀬三一番一地先まで	南秋田郡天王町天王字棒沼台二七三番二四地先から秋田市金足岩瀬字小川瀬三一番一地先まで	一三二・〇〇〇 一七九・〇〇〇
						五・八四〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年九月二十日から同年十月三日まで

秋田県告示第六百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年九月二十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

- 変更前 北秋田郡鷹巣町前山字伊勢堂長根ほか四十二字
- 変更後 北秋田郡鷹巣町前山字伊勢堂長根ほか六十一字
- (三) 調査期間 平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日

秋田県告示第六百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百一 号	南秋田郡天王町天王字棒沼台二四七番一 地先から昭和町大久保字阿弥陀堂八九番地 先まで	

- 二 供用開始の期日 平成十四年九月二十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年九月二十日から同年十月三日まで

秋田県告示第六百三十号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道		男鹿昭和飯田川線	B A B A	南秋田郡昭和町大久保字小川中道一〇九番一地先から飯田川町飯塚字古関八番一地先まで	六・七〇	三二・四〇
				南秋田郡昭和町大久保字小川中道一〇九番一地先から秋田市金足岩瀬字小川瀬三一番一地先まで	二八・五〇	一九六・五〇
				南秋田郡昭和町大久保字小川中道一〇九番一地先から飯田川町飯塚字古関八番一地先まで	六・七〇	三一・四〇
				南秋田郡昭和町大久保字小川中道一〇九番一地先から字堤ノ上九一番二地先まで	一一・五〇	一九六・五〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年九月二十日から同年十月三日まで

県道	線
男鹿昭和飯田川	南秋田郡昭和町大久保字イカリ沖二七番地先から字阿弥陀堂六〇番一地先まで

秋田県告示第六百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年九月二十日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十四年九月二十日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年九月二十日から同年十月三日まで

秋田県告示第六百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年九月二十日

県道	新	旧
	秋田天王線	秋田天王線
	南秋田郡天王町天王字蒲沼九二番一地先から九二番四地先まで	二二・〇〇〇〇〇〇
	南秋田郡天王町天王字蒲沼九二番一地先から九二番一地先まで	二五・〇〇〇〇〇〇
		〇・四四四
		〇・〇三八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年九月二十日から同年十月三日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第六百三十三号

道路の種類	旧新別	路線名	区		間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B			
県道	新	日三市角館線	仙北郡角館町川原町二六番一三地先から横町一七番四地先まで		一三・〇〇〇〇	二六・〇〇〇	〇・九五〇
	旧	日三市角館線	A	B	七・〇〇〇〇	三五・〇〇〇	〇・八〇〇
			仙北郡角館町川原町二六番一三地先から横町一七番四地先まで		一三・〇〇〇〇	二六・〇〇〇	〇・九五〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年九月二十日から同年十月三日まで

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第六百三十四号

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
北秋田郡森吉町米内沢字七曲二十三番地 森吉町長 松橋 久太郎	北秋田郡森吉町米内沢字冷水岱九十四番 一の内	八十四・五メートル	七メートル	平成十四年九月十二日

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、琴丘町地先干拓土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 退任監事の住所及び氏名

山本郡琴丘町鹿渡字町後三百四十三番地の二

二 就任監事の住所及び氏名

山本郡琴丘町鹿渡字小瀬川家の上九十九番地の十二

見上由和

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡若美町土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町野石字野石十五番地の二

” ” ” ” 字西下八ツ面三十五番地

蓬田実 畠山新栄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、中仙町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

一（一）縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（上校田）（三）地区単小規模土地改良事業（農道整備）（計画書及び条例の写し）

（二）縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（田向）（二）地区単小規模土地改良事業（農道整備）（計画書及び条例の写し）

二 縦覧期間 平成十四年九月二十四日から同年十月二十二日まで

三 縦覧場所 中仙町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、横

手市中央土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名

横手市百万刈字落合二百五番地

山田芳明

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年九月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（中房地区土地改良総合整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十四年九月二十四日から平成十四年十月二十二日まで

三 縦覧場所 大森町役場

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十四年九月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六五

三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二八、〇三八

秋選管告示第七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における

選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十四年九月二十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別	数
秋田市	八四、〇六七
能代市	一四、七五六
横手市	一〇、九一四
大館市	一八、二二五
本荘市	一一、一〇六
男鹿市	八、四九〇
湯沢市	九、四一七
大曲市	一〇、六五〇
鹿角市鹿角郡	一一、七六四
北秋田郡	一八、二三一
山本郡	一三、五二〇
南秋田郡	一九、九〇六
河辺郡	五、二七七
由利郡	二一、〇一七
仙北郡	三三、〇一六
平鹿郡	一八、六八三
雄勝郡	一一、七〇九

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

